## 〇国土交通省告示第二百八十六号

地 方税 法 施 行 規 則 昭昭 和二十九 年 総 理府令第二十三号)附則第七条第 十四四 項 0 規 定に . 基 一づき、 平 成

二十六年国 土交通省告 示第四 百 十七号の一 部を次のように改正す る。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改 正 前欄に 掲 げ る規定の 破 線 で囲 んだ部分をこれ に順 次 対 応する改正 後欄 に 撂 げ る

規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<u>電話</u> 氏名 (略)	申請者住所	地方税法施行規則附則第7条第14項の規定に基づく証明申請書	改 正 後
<u>電話</u> 氏名	申請者住所	(忌將) (別表) 地方税法施行規則附則第7条第14項の規定に基づく証明申請書	改正前

附 則

2 1 繕って使用することができる。 こ の この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の別表による用紙は、 告示は、令和三年四月一日 から 施行する。

当分の間、これを取り

- 3 -